

法人市民税の税率改正について(平成26年度)

平成26年度税制改正により、地域間の税額の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の標準税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その全額を地方交付税の原資とするための改正が行われました。この改正を踏まえ、笠間市においては法人市民税法人税割の税率を以下のとおり引き下げます。

適用開始時期／平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

法人税割の税率／**14.7%⇒12.1%**(▲2.6%) ※平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、14.7%になります。

予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額については、予定申告税額を求める算式の「6を乗じる」部分が、「4.7を乗じる」となります。

実際の計算式

$$\text{予定申告税額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 4.7 \div \text{前事業年度の月数}$$

【問合せ】税務課(内線112)

笠間市地域ポイント

かほかほ KAPOCa で地元商品をPRして

還元商品を募集します 地域の活性化を図りましょう



商品(例)

市民活動をはじめ、皆さんが健康づくりに関する活動や環境に配慮した取組みに参加、協力することで貯めたポイントは施設利用券や地元商品等と交換することができます。

還元メニューを充実させることで、まちづくりへ参加する楽しみを増やすとともに、地元商品のPRと消費量アップにも貢献することを目的に、平成27年4月以降にポイント還元メニューへ掲載する**商品を公募**します。

募集要件

笠間市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っている事業者で、次の要件を満たすもの

- (1)市税等に滞納がないこと
- (2)代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと
- (3)公序良俗に反する行為を行っていないこと
- (4)引換券対応により、月末もしくは年度末精算が可能であること

募集内容

笠間市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等が行われており、次のいずれかの要件に該当するもの

ただし、**単価100円～1,000円**の範囲内で交換できるものに限る

- (1)笠間市の特産品として広く認められているもの
- (2)笠間市の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」もの
- (3)その他、笠間市のPRにつながる商品やサービス

募集期間および方法

■募集期限

平成27年**1月30日(金)**

■提出書類・提出先

応募用紙にカタログ写真等を添付して**市民活動課**(本所)へ提出してください。※郵送またはメール可
※応募用紙は、窓口のほか市民活動ポータルサイトからダウンロードできます。

アドレス：<http://www.city.kasama.lg.jp/kapoca/>
メール：katsudo@city.kasama.lg.jp

■応募からメニュー掲載、代金精算までの流れ【メニュー掲載まで】

応募用紙提出⇒審査⇒**還元メニューへ掲載**【代金精算まで】

還元受付⇒**引換券の発行**⇒商品との交換⇒引換券と請求書の提出⇒入金

【問合せ】市民活動課(内線132)

お電話でできる！
精神障害を抱える方の
援助・支援を行います

社会福祉法人 光風会 Client Life Activity Support System(CLASS)

法人本部：水戸市見川1-1183-2 TEL/FAX：029-243-8595 ホームページ：<http://www.koufuukai.org/>

*焼き物作り：就労継続支援B型

笠間焼工房「陽(yoo)」／笠間
泉町ギャラリー「窯(YOO)」／水戸

*生活(くらし)を作る・立てる・楽しむ：自立支援

地域活動センター「光(KOO)」
生活支援センター「風(FOO)」

*生活(くらし)を組み立てる：ショートステイ協働宿「空(COO)」

*生活(くらし)を継続する：グループホーム「颯(SOO)」



*ゆったり過ごす：地域活動センター
地域活動センター「光(KOO)」／笠間
生活支援センター「風(FOO)」／水戸

*電話・面接相談
生活支援センター「風(FOO)」

*子どもの「育ち」の支援

子どもの問題研究所
*企業社員の「こころの健康」の支援
精神福祉相談支援センター